

古民家を利用して 宿泊施設・飲食店・物販店を 営まれる皆様へ



■ 消防用設備等の設置基準

	飲食店	物販店	宿泊施設
消火器	<p>●建物の延べ面積 150㎡以上</p> <p>※地階又は窓の少ない階で床面積50㎡以上の場合は設置が必要になります。 ※コンロ等の火を使用する設備又は器具が設置されている飲食店は、延べ面積150㎡未満であっても設置が必要な場合があります。</p>		
自動火災 報知設備	<p>●建物の延面積 300㎡以上</p> <p>※飲食店の地階又は窓の少ない階で床面積100㎡以上の場合は設置が必要になります。</p>		<p>●すべての施設</p> <p>※無線式のもので簡便な工事により設置できる場合があります。</p>
誘導灯	<p>●すべての施設 ※一定の要件を満たした場合、設置を免除できることがあります。</p>		

確認申請又は計画通知を要する建築物は、神戸市消防局予防部査察課設備指導係で
相談及び審査を行っています。 TEL 078-325-8509 FAX 078-325-8525

確認申請等を伴わない届出については各所管消防署へ相談の上、届出してください。

東灘消防署	843-0119	兵庫消防署	512-0119	須磨消防署	735-0119
灘消防署	882-0119	長田消防署	578-0119	北須磨出張所	791-0119
中央消防署	241-0119	北消防署	591-0119	垂水消防署	786-0119
水上消防署	302-0119	北神分署	981-0119	西消防署	961-0119